投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件
社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案
住民基本台帳法の一部を改正する法律案
また、同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案
美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案

質問主意書提出

七月八日議員から次の質問主意書が提出された。
障がい者団体向け郵便割引制度悪用にからむ第三種郵便物制度に関する再質問主意書（谷博之提出）（第二二九号）

質問主意書転送

七月八日次の質問主意書を内閣に転送した。
裁判員制度下の性犯罪被害者の保護に関する質問主意書（姫井由美子提出）（第二二七号）

条約送付及び通知

七月八日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件
社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上及び通知

七月八日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律
水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法
美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律
住民基本台帳法の一部を改正する法律

国立国会図書館

○国立国会図書館規程第五号

国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程を次のように定める。
平成二十一年七月十日
国立国会図書館長　長尾　**真**

国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程
（収集目的の達成に支障がないと認められるインターネット資料）

第一条　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。）第二十五条の三第二項に規定するその性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、同条第一項の目的の達成に支障がないと認められるインターネット資料は、次に掲げるものとする。
一　当該インターネット資料を公衆に利用可能とした者の事務に係る申請、届出等を受けることを目的とするもの
二　長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるもの
（インターネット資料の記録を適切に行うために講ずべき手段）

第二条　法第二十五条の三第二項の規定により法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が講じなければならない手段は、同項のインターネット資料を公衆に利用可能としている電子計算機において、館長の定める基準により、法第二十五条の三第一項の記録を行うために必要な情報を加え、又は同項の記録を妨げる情報を削ることとする。ただし、当該者が当該電子計算機について当該手段を講ずる権限を有しない場合は、この限りでない。
（公示）

第三条　館長は、法第二十五条の三第三項のインターネット資料及び前条の基準を定めたときは、官報により公示するものとする。
（委任）

第四条　この規程に定めるもののほか、インターネット資料の記録に関し必要な事項は、館長が定める。

附　則

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

人事異動

内閣府

（大臣官房長）内閣府事務官　浜野　潤
内閣府事務次官に昇任させる
（賞勲局長）同　福下　雄二
内閣府審議官に昇任させる
（政策統括官（経済社会システム担当））同　松元　崇
大臣官房長に配置換する
（大臣官房総括審議官）同　松山　健士
政策統括官（経済社会システム担当）に昇任させる
（大臣官房政府広報室長）同　阪本　和道
賞勲局長に昇任させる
（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　岡島　敦子
内閣府事務官（男女共同参画局長）に昇任させる
（大臣官房審議官）内閣府事務官　齋藤　敦
大臣官房政府広報室長に配置換する
（経済社会総合研究所総括政策研究官）同　堀田　繁
大臣官房審議官の併任を解除する
大臣官房総括審議官に配置換する
（大臣官房総務課長）同　武川　光夫
大臣官房政策評価審議官に昇任させる
（外務省大臣官房審議官）外務事務官　小田　克起
内閣府事務官（大臣官房審議官）に転任させる
（大臣官房）内閣府事務官　齋藤　哲夫
経済社会総合研究所総括政策研究官に配置換する
大臣官房審議官に併任する
（大臣官房審議官）同　私市　光生
経済社会総合研究所総括政策研究官に配置換する
（総務省大臣官房付）総務事務官　小河　俊夫
内閣府事務官（北方対策本部審議官）に転任させる
（大臣官房参事官）内閣府事務官　幸田　徳之
大臣官房総務課長に配置換する
（参事官（産業・雇用担当）（政策統括官（経済財政運営担当）付））同　原　宏彰
大臣官房参事官に配置換する（各通）
（男女共同参画局総務課長）同　久保田　治
（大臣官房）同　渡邉　清
大臣官房参事官の併任を解除する
参事官（政策統括官（経済財政運営担当）付）に配置換する
（大臣官房参事官）同　小野田　壮
男女共同参画局総務課長に配置換する
（公害等調整委員会事務局審査官）総務事務官　増淵　勝彦
内閣府事務官（経済社会総合研究所上席主任研究官）に転任させる
山本信一郎
内閣府事務次官
柴田　雅人
辞職を承認する（各通）
（男女共同参画局長）内閣府事務官　板東久美子
文部科学省に出向させる
（農林水産省大臣官房審議官）
農林水産事務官　道上　浩也
内閣府事務官（大臣官房）に転任させる
公正取引委員会事務総局に出向させる
（北方対策本部審議官）内閣府事務官　藤本　一郎
農林水産省に出向させる
（経済社会総合研究所上席主任研究官）同　坂下　信之
総務省に出向させる